

1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の変遷

汚物掃除法（明治33年 1900年）

：明治22年のペストの大流行を契機に制定

第二条 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務アル場合ヲ除ク外其ノ区域ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

清掃法（昭和29年 1954年）

：戦後の復興期の都市化の進展に伴ってゴミ処理が大きな問題となり制定

第一条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 1970年）

：他の公害法とともに、大都市のゴミ問題や産業廃棄物対策のため制定

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2

事業者の責務規定

事業者の責務

⇒ しおり1P

- ◇ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 (法 第3条)
- ◇ 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 (法 第11条)
- ◇ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用することにより減量に努めるとともに ~略~ 適正な処理が困難にならないような製品の開発をおこなうこと。 (法 第3条 第2項)

3



4

産業廃棄物の種類

〔法第2条第4項〕 ⇒ しおり5 P

種類	
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	紙くず ★
8	木くず ★
9	繊維くず ★
10	動植物性残渣 ★

★印は業種等の指定があります。

種類	
11	動物系固形不要物 ★
12	ゴムくず
13	金属くず
14	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
15	鉱さい
16	がれき類
17	動物のふん尿 ★
18	動物の死体 ★
19	ぱいじん
20	輸入廃棄物
21	上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

5

産業廃棄物にかかる業種等の指定 ①

産業廃棄物	業種等の指定
紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ◇パルプ製造業 ◇紙製造業 ◇紙加工品製造業 ◇新聞業 (新聞券取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ◇出版業 (印刷出版を行うものに限る。) ◇製本業 ◇印刷物加工業
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ◇木材・木製品製造業 (家具の製造業を含む。) ◇パルプ製造業 ◇輸入木材の卸売業 ◇物品貯蔵業に係るもの ◇貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
繊維くず	◇繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。)

◇建設業に係る上記のもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)

◇PCBが塗布又は染み込んだ上記のもの

6

産業廃棄物にかかる業種等の指定 ②

産業廃棄物	業種等の指定
動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ◇食料品製造業 (原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物) ◇飲料・飼料製造業 ◇医薬品製造業 (原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物) ◇香料製造業 (原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)
動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ◇と畜場において解体した獣畜の固形状の不要物 ◇食鳥処理場において処理した食鳥の固形状の不要物
動物のふん尿 動物の死体	◇畜産農業

業種分類: 日本標準産業分類(総務省)

7

特別管理産業廃棄物の種類

〔法第2条第5項〕 ⇒ しおり6 P

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類 (燃焼しやすいもの: おおむね引火点70°C以下)
廃酸	pH2.0以下のもの (著しい腐食性を有するもの)
廃アルカリ	pH12.5以上のもの (著しい腐食性を有するもの)
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物 又はこれらのおそれのある廃棄物
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等
燃え殻、汚泥、 廃酸、廃アルカリ、 鉱さい、ぱいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの
廃油 (有機溶剤系溶剤)	廃溶剤 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンに限る。)

8

有害物質の判定基準

⇒しおり7P

有害物質の判定基準		
有害物質	廃酸、廃アルカリ以外 溶出試験	廃酸、廃アルカリ 含有試験
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	0.05 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.3 mg/L以下	1 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	1 mg/L以下
有機塩化物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L以下	5 mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/L以下	1 mg/L以下
シアノ化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
PCB	0.003 mg/L以下	0.03 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	3 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.2 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.4 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	30 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.6 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下	0.2 mg/L以下
チラム	0.06 mg/L以下	0.6 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下	0.3 mg/L以下
チオペンカルブ	0.2 mg/L以下	2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下	1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	1 mg/L以下

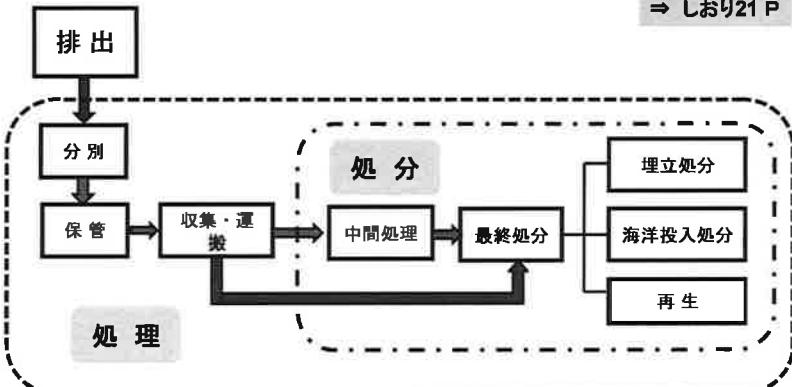
○ 鉛さい、燃え殻、ばいじん及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準

● 特定有害産業廃棄物である廃油(廃溶剤)を処分するために処理したものに適用される基準(処分するために処理したものが「廃油」の場合は、「各々の廃溶剤(トリクロロエチレン等)ではないこと」とする。)

9

廃棄物の処理・処分

⇒しおり21P



産業廃棄物を処理・処分する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された「処理基準」、「保管基準」を遵守するとともに、処理施設の設置については許可が必要です。

10

産業廃棄物の保管基準

【法第12条 第2項】 ⇒しおり19P

- ◇ 周囲に囲いを設けること
- ◇ 屋外において容器を用いず保管する場合には廃棄物の保管高さ制限がある
- ◇ 見やすい箇所に掲示板を設置すること
- ◇ 飛散、流出、悪臭の発散、地下浸透などを防止する措置をすること
- ◇ ねずみや蚊、ハエその他害虫が発生しないようにすること

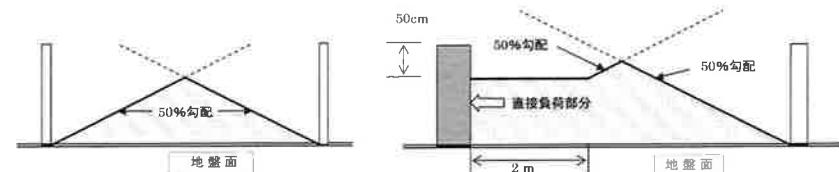
11

産業廃棄物の保管基準

屋外において容器を用いず保管する場合

【法第12条 第2項】 ⇒しおり19P

保管高さの制限



◇ 保管する廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から50%勾配以下とする。【左図】

◇ 保管する廃棄物が囲いに接する場合(廃棄物の荷重が直接かかる構造の場合)

囲いの内側2mにおける高さは囲いの上端より50cm以上低くすること、2m以上内側は50%勾配以下とする。【右図】

12

産業廃棄物の保管基準

〔法第12条 第2項〕 ⇒しおり19P

掲示板の設置 (60cm×60cm以上)

産業廃棄物 保管場所

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理 者	株式会社 ○○工業 大阪 次郎 連絡先: ○○○-○○○-○○○○
最大保管高さ	○○ m ※ 屋外に容器を用いず保管する場合

13

資料2-2-3-4

特別管理産業廃棄物の保管基準

〔法第12条の2 第2項〕 ⇒しおり20P



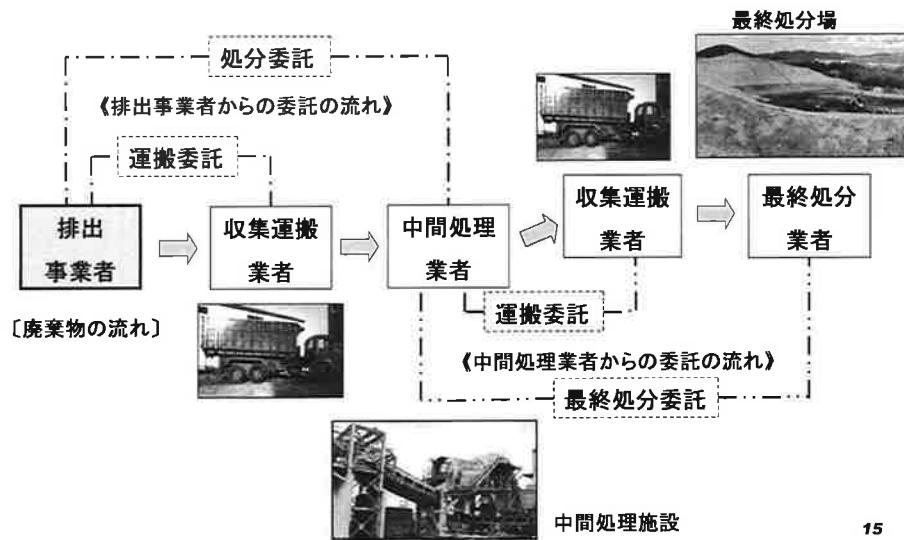
- 種類に応じた必要な措置
(容器に入れ密封、揮発防止、高温防止、腐食防止)
- 仕切りの設置、腐敗の防止

掲示板の設置 (60cm×60cm以上)

特別管理産業廃棄物 保管場所	
特別管理産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ
管理 者	株式会社 ○○工業 大阪 太郎 連絡先: ○○-○○○-○○○○
最大保管高さ	○○ m ※ 屋外に容器を用いず保管する場合

14

産業廃棄物の委託の流れ



15

処理委託先の選定

⇒しおり8P

事業活動に伴う廃棄物

処理委託先

都道府県から許可を受けた
・産業廃棄物収集運搬業者
・産業廃棄物処理業者

事業系
一般廃棄物

市町村
市町村から 委託を受けた業者
許可を受けた業者

16

運搬及び処分の委託

【法第12条第5項・法第12条の2第5項】 ⇒ しおり9P

許可を受けた収集運搬業者及び処分業者との
それぞれと委託すること。

《運搬の委託》

「積み込む場所」と「積み下ろす場所」を所管する都道府県
知事(又は政令市長)の許可

※改正法により都道府県知事の許可に一元化(積み替え保管等を除く。)

《処分の委託》

「処理施設の設置場所」を所管する都道府県知事(又は政
令市長)の許可

※ 許可証を入手して、委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法等が許可されて
いるか。また、有効期限内にあることを確認してください!

17

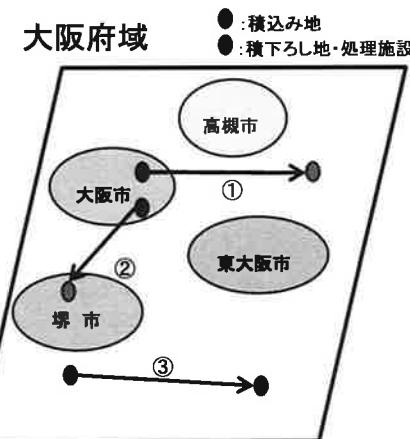
運搬及び処分の委託

H23.4.1以前

- ①大阪市⇒政令市外へ
運搬:大阪市と大阪府の許可
処分:大阪府の許可
- ②大阪市⇒堺市へ
運搬:大阪市と堺市の許可
処分:堺市の許可
- ③政令市外⇒政令市外へ
運搬:大阪府の許可
処分:大阪府の許可

H23.4.1以降

- ①大阪市⇒政令市外へ
運搬:大阪府の許可
処分:大阪府の許可
- ②大阪市⇒堺市へ
運搬:大阪府の許可
処分:堺市の許可
- ③政令市外⇒政令市外へ
運搬:大阪府の許可
処分:大阪府の許可



廃棄物処理法における政令市
△大阪市、堺市、東大阪市、高槻市
※H24.4.1から豊中市が政令市に

18

処理委託契約書の作成

【法第12条第6項・法第12条の2第6項】 ⇒ しおり 11P

委託契約には、政令で定めた事項が記載された契約書
により行い、契約の終了の日から5年間保存すること。

① 収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約する
こと(2者契約)

※ 収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一本の契約で
差し支えない。

② 委託契約書には、委託できる者の許可書の写し等を添
付すること。

19

処理委託契約書の作成

契約書記載事項 ①

【施行令第6条の2第4号】 ⇒ しおり 11P

契約書(参考例) ⇒ しおり 53P 資料7

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の委託契約には運搬先(処分施設所在地)
- ③ 処分の委託契約には処分施設所在地、処理方法、処理能力、及び
中間処理を委託するときは、処理後物の最終処分に関する事項(最
終処分の所在地、処分方法、処理能力)
- ④ 委託契約の有効期間
- ⑤ 委託者が受託者に支払う料金(処理料金)
- ⑥ 処理業者の事業の範囲
- ⑦ 積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、保管できる産業廃棄
物の種類、保管上限

20

処理委託契約書の作成

契約書記載事項 ②

⇒しおり 11P

- ⑧ 安定型産業廃棄物の積替えを含む運搬の委託契約を行う場合は、当該産業廃棄物の混合を認めるか否かの事項
- ⑨ 委託する産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報
 - ☆性状、荷姿
 - ☆腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - ☆他の産業廃棄物と混合した場合の支障等
 - ☆その他処理する際の注意事項
- ⑩ ⑨の情報に変更があった場合の情報伝達方法
- ⑪ 受託業務(運搬又は処分)終了時の報告に関する事項
- ⑫ 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

21

資料2-2-3-6

処理の状況に関する確認の方法

H23.2.4 改正法施行通知

- 委託先の中間処理施設や最終処分場等を実地に確認する方法
- 優良認定処理業者に処理を委託している場合は、処理業者による産業廃棄物の処理状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法
- 産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法

(注) 改正法によって、焼却施設・最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネットの利用等により公表することが義務付けられました。

23

事業者の処理(努力義務規定)

〔法第12条第7項〕 ⇒しおり1P

事業者の処理

- ◇ 他人に処理を委託する場合は、*当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(※ 改正法により追加)

22

マニフェストの交付等の義務

⇒しおり 14~16P

- 排出事業者は、産業廃棄物を委託業者に引渡しと同時に必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。 [法第12条の3第1項]
- B2票、D票、E票の返送の確認の実施 [法第12条の3第6項]
- 処理が終了したマニフェスト A票、B2票、D票、E票は5年間保存しなければなりません。 [法第12条の3第6項]

24

マニフェストへの記載項目

7枚綴りの複写式伝票

排出事業者が記載

交付日

事業者名
所在地

廃棄物の種類

最終処分
予定地

運搬業者名

処分業者名

交付担当者

排出場所

廃棄物の
委託量

廃棄物の
処分方法

運搬先

照合確認

25

マニフェストの返送確認

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

206892

1

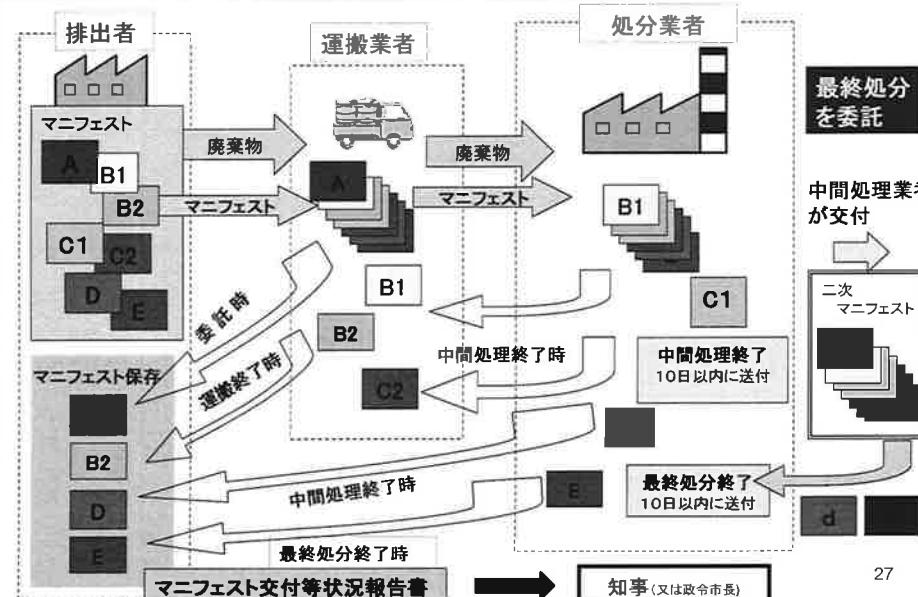
平成23年5月18日

B2票 平成23年5月18日
D 票 平成23年5月20日
E 票 平成23年5月22日

返送されたB2、D、
Eを照合して受領
日を記載

26

マニフェストの流れ



27

マニフェスト交付等状況報告

【法第12条の3第7項】 ⇒ しおり 16P

平成20年度より、マニフェスト交付等状況報告書の提出が義務づけられました！

○対象事業者：全てのマニフェスト交付者

○対象廃棄物：全ての産業廃棄物

○提出期限：毎年6月30日

○報告事項：前年度のマニフェスト交付実績

産業廃棄物の種類、マニフェストの交付枚数、
排出量、運搬受託者、運搬先、処分受託者、
処分場所 等

28

マニフェスト交付者が講すべき措置

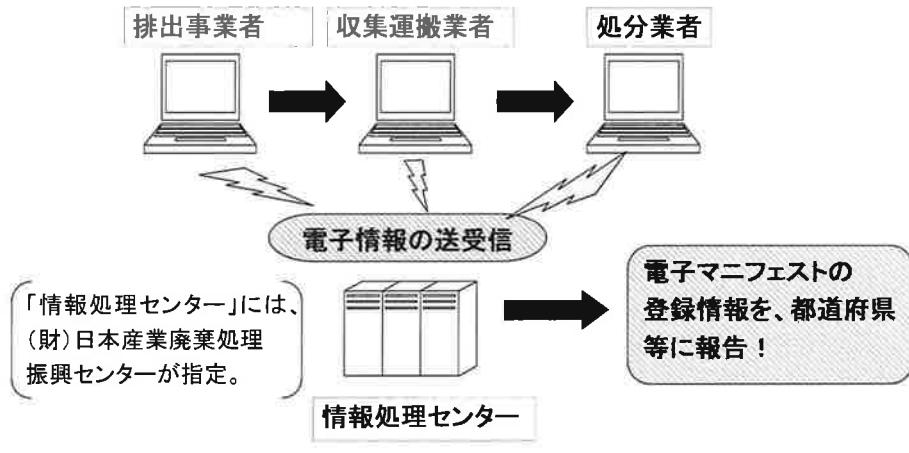
〔法第12条の3第8項〕 ⇒ しおり 16P

- ①B2票又はD票が交付から90日(特別管理産業廃棄物は60日)を過ぎても返送されない場合
- ②E票が180日を過ぎても返送されない場合
- ③必要事項が未記載のB2票、D票、E票の送付を受けたとき
- ④虚偽の記載のあるB2票、D票、E票の送付を受けたとき
マニフェスト交付者は、上記に該当したときは、運搬・処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去のために必要な措置を講じ、30日以内に知事(又は政令市長)へ措置内容等報告書を提出する必要があります。

29

電子マニフェスト制度

〔法第12条の5〕 ⇒ しおり 17P



30

電子マニフェストのメリット

⇒ しおり 17P

電子マニフェストのメリット

- 情報管理の透明性や合理化につながる。
- 記載漏れが防止できる。
- 偽造されにくく、不法投棄等の不適正処理の防止につながる。
- 紛失・破棄のおそれがない(情報処理センターで一括保存)
- 交付等状況報告書の行政への報告が不要になる。
- 事務処理の効率化できる。

電子マニフェストの申込み・問合せ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター

TEL : 03-5275-7023, <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

31

大阪府における電子マニフェストの推進

平成20年度から産業廃棄物管理票交付等状況報告が義務化され、大阪府には毎年1万件を超える報告書が郵送されてきます。

大阪府では、この膨大な報告データのチェックと電子化に要する事務量の軽減並びに産業廃棄物の不適正処理の防止につながる電子マニフェストの普及促進を図ることとしました。

32

大阪府における電子マニフェストの推進

大阪府事業所統計（H18年度調査：建設業を除く。）

大阪府及び政令市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	合計
事業所数	147,992	191,513	27,746	26,560	8,706	402,517

平成22年度マニフェストの交付及び登録状況（建設業を除く。）

種類	交付及び登録事業所数	交付及び登録件数
紙マニフェスト	9,878	284,249
電子マニフェスト	2,347	62,135
合計	12,225	346,384

33

大阪府における電子マニフェストの推進

電子マニフェストの普及促進を図るためにあって、産業廃棄物の多量排出事業者でもある大阪府自らが率先して電子マニフェストを導入することを検討しました。

平成22年度

大阪府庁内の254所属にアンケートを実施

(229所属から回答)

- ・平成21年度に7,306枚交付
- ・電子マニフェストの使用なし
- ・年間1~10枚交付した所属が半数(116所属)
- ・年間51枚以上交付する所属だけで、府庁全所属の交付枚数の90%を占める

34

大阪府における電子マニフェストの推進

大阪府では、平成23年度から電子マニフェストを利用することをグリーン調達方針に盛り込むことにより、府の各部局及び出先機関の電子マニフェスト導入を促進することとした。

◇環境部局

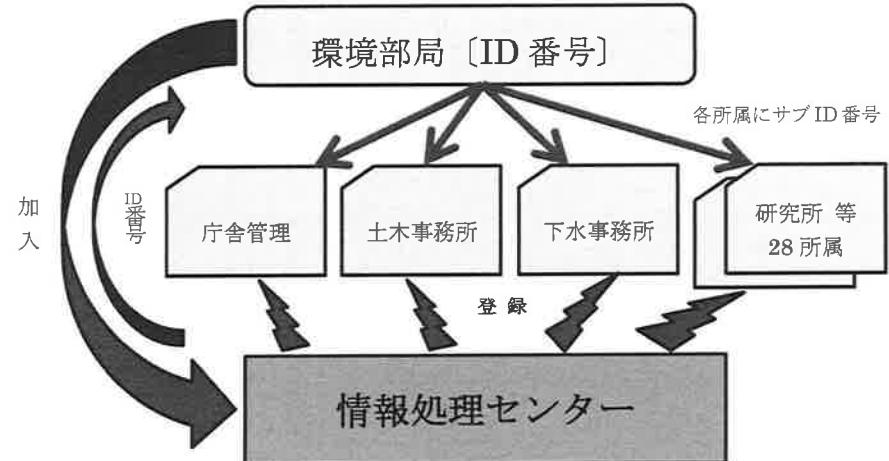
- ・情報処理センターに加入
- ・登録ID番号を受け、各所属へサブID番号を付与
- ・基本料・加入料及び各所属の登録料の支払い

◇廃棄物排出部署(28所属)

- ・廃棄物排出時に情報処理センターへ登録

35

大阪府における電子マニフェストの推進



36

大阪府における電子マニフェストの推進

電子マニフェストシステムは、データの透明性が高く、情報管理の合理化につながることから、産業廃棄物の不適正処理を防止する手段として有効であり、大阪府においても平成23年度から率先導入しました。

今後は、大阪府内の事業者における電子マニエストの普及促進に努めます。

37

ご清聴ありがとうございました

38